

小白浜地区 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

令和元年10月31日(木)
14:30～

開催場所：唐丹地区生活応援センター

次 第

1. 市長挨拶
2. これまでの経緯
3. 最新の土地利用計画について
4. 漁具置き場整備について
5. コミュニティグラウンド（仮称）整備について
6. 公園環境整備について
7. 消防屯所について
8. 今後の工事スケジュールについて
9. 住宅再建に係る補助制度等について
10. 防潮堤について
11. 意見交換

2. これまでの経緯

平成25年8月5日 小白浜地区まちづくり協議会・地権者連絡会

- 小白浜漁港・海岸 災害復旧の概要について
- 災害危険区域の設定について
- 住宅再建制度について
- 私的整理ガイドラインについて

復興まちづくり協議会・地権者連絡会での意見をふまえた計画の見直し

平成25年12月21日 南ブロック安全祈願祭（平田）

平成26年 2月12日 現地に目印（丁張）を設置

平成26年3月27日 小白浜地区まちづくり協議会・地権者連絡会

- 住宅再建意向調査の集計結果について
- 土地利用計画（自力再建宅地）
- 浸水跡地の利用計画
- 復興公営住宅の今後の建設の進め方

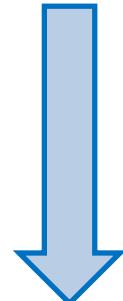
復興まちづくり協議会・地権者連絡会での意見をふまえた計画の見直し

平成26年10月30日 小白浜地区工事連絡会



- 工事概要の説明

平成27年11月26日 小白浜地区工事連絡会

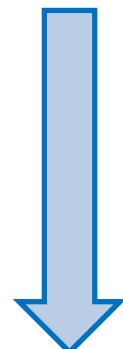


- 土地利用計画（自力再建宅地）
- 東地区法対策について
- 西側造成地について
- 事業実施スケジュールについて

平成28年3月4日 小白浜地区仮設グラウンド説明会



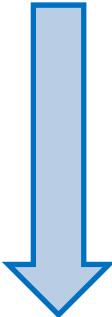
平成28年4月11日 小白浜地区まちづくり協議会・地権者連絡会



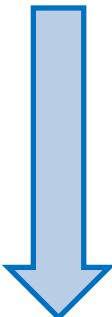
- 土地利用計画
- 事業実施スケジュールについて
- 土地の引渡し、住宅再建に係る補助制度について
- 他事業について

（再建希望者に個別に相談会を開催）

平成29年2月25日 小白浜地区まちづくり協議会・地権者連絡会

- 
- 造成団地完成報告
 - 今後の工事スケジュールについて
 - 土地の引渡し、住宅再建に係る補助制度について
 - 他事業について

平成31年2月24日 小白浜地区まちづくり協議会・地権者連絡会

- 
- 公園環境整備、仮設グラウンド、消防屯所について
 - 今後の工事スケジュールについて
 - 土地の引渡し、住宅再建に係る補助制度について
 - 他事業について

今回

3. 最新の土地利用計画について

小白浜地区の土地利用計画について説明いたします。
土地利用計画の内容

	東地区	西地区
自力再建者用宅地	10区画	8区画
公共施設用地（駐在所）	—	1区画
公園	1区画	2区画
消防施設（消防屯所）	—	1箇所
消防施設（防火水槽）	—	(※) 1基
ごみ箱	1基	1基
街路照明灯	4基	3基

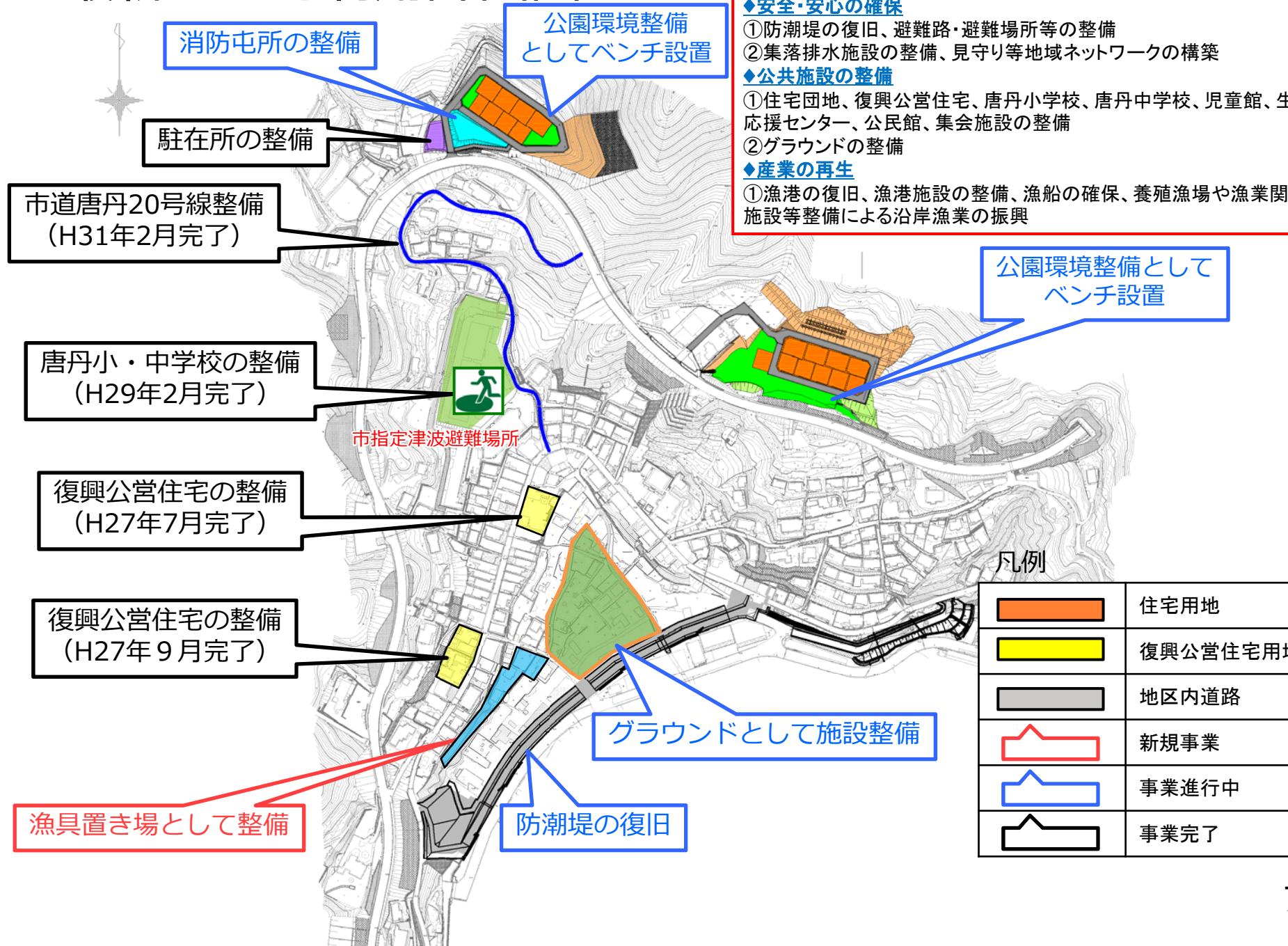
※消防屯所用地に埋設

防犯灯の設置について

町内会で設置を希望する場合、設置費の半額補助があります（1灯につき5万円を上限）。電気料金は町内会負担となります。

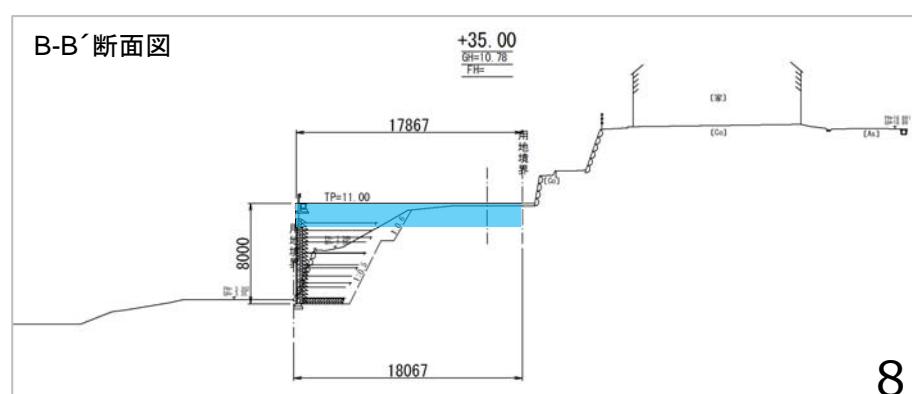
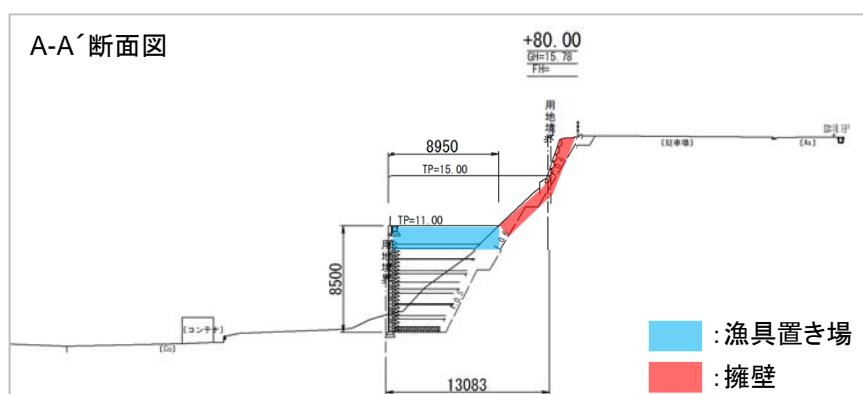
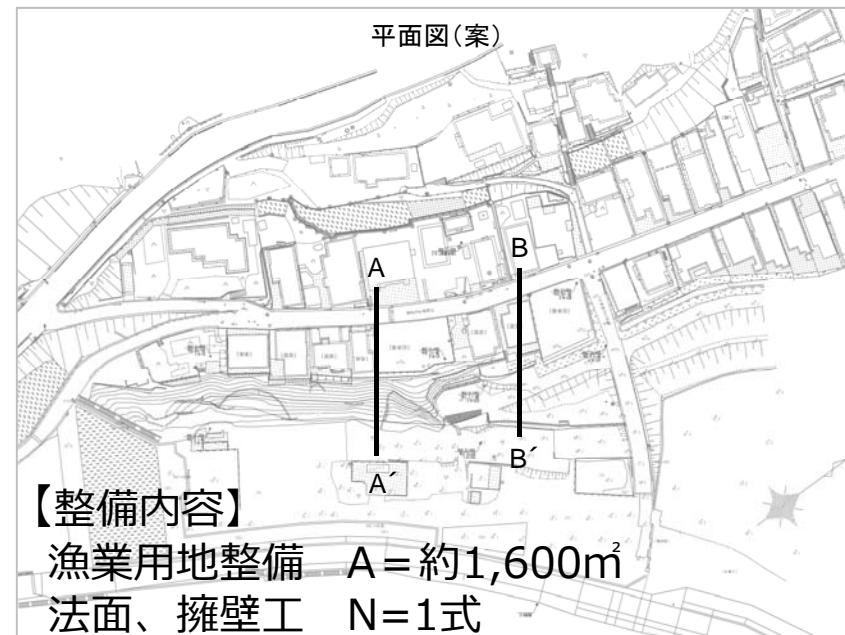
詳しくは市生活安全課（☎27-8451）まで相談願います。

■最新の土地利用計画図



4. 漁具置き場整備について

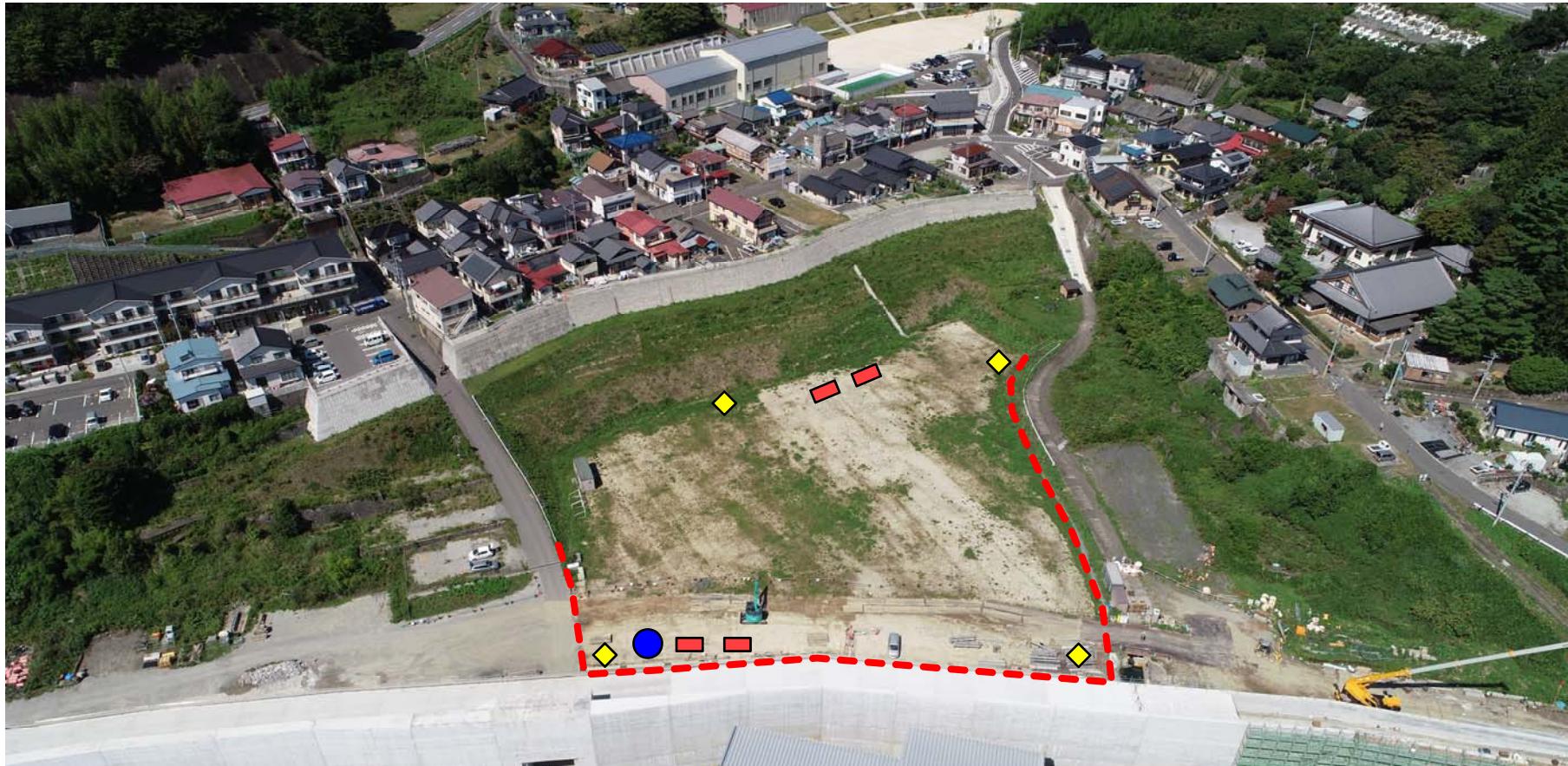
移転促進区域を有効利用するため、地域の産業振興及び地域の生業形成に資する漁具置き場の整備を実施していく予定です。



※ 整備内容は、今後の計画により変更となる可能性があります。

5. コミュニティグラウンド（仮称）整備について

コミュニティグラウンド（仮称）については、今後、施設整備を実施していく予定です。



【施設整備内容】

--- : フェンス

● : 水飲み場（1箇所）

■ : ベンチ（4基）

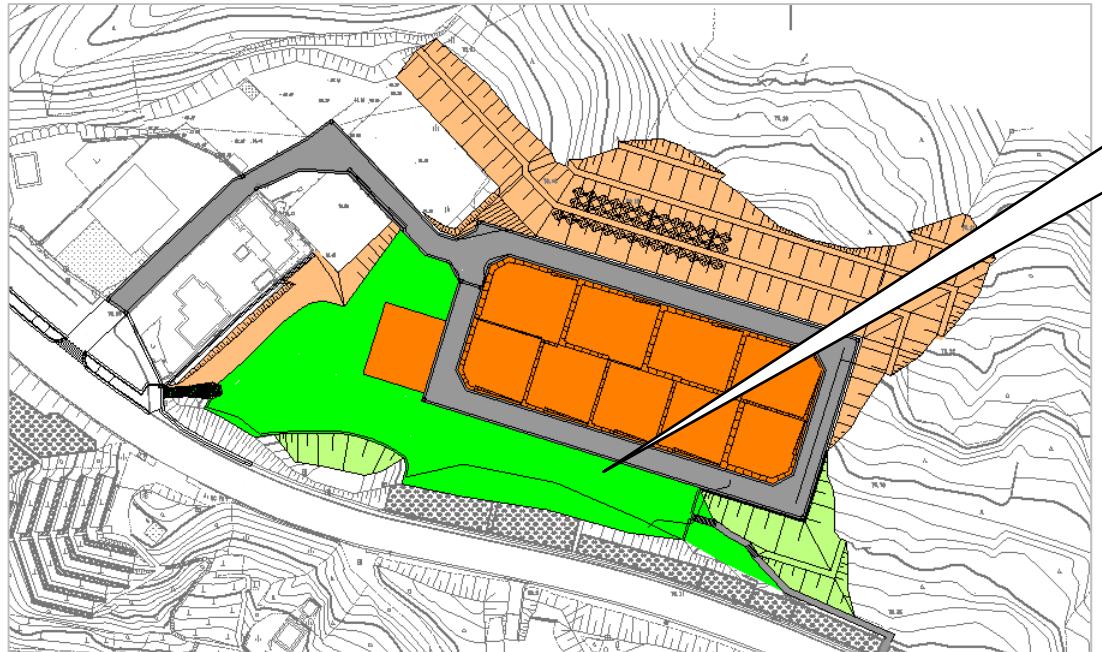
◆ : 照明（4基）

※ グラウンドの範囲及び整備内容は、今後の検討により変更となる可能性があります。 9

6. 公園環境整備について

公園環境整備については、今後、ベンチを設置していく予定です。

東団地



ベンチ

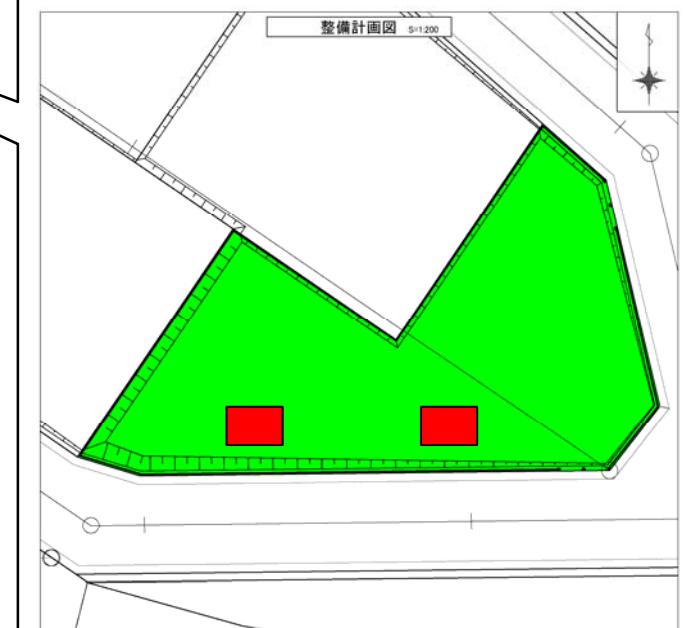
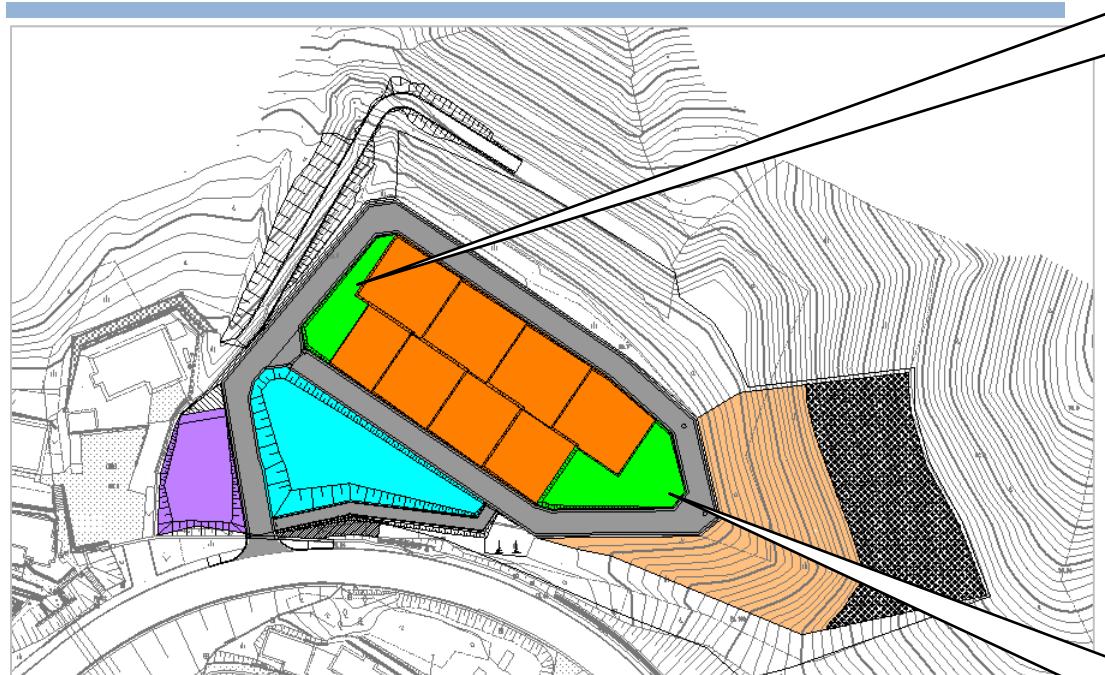


【整備内容】

ベンチ：3基

※ 整備内容と設置箇所は、今後の計画により変更となる可能性があります。

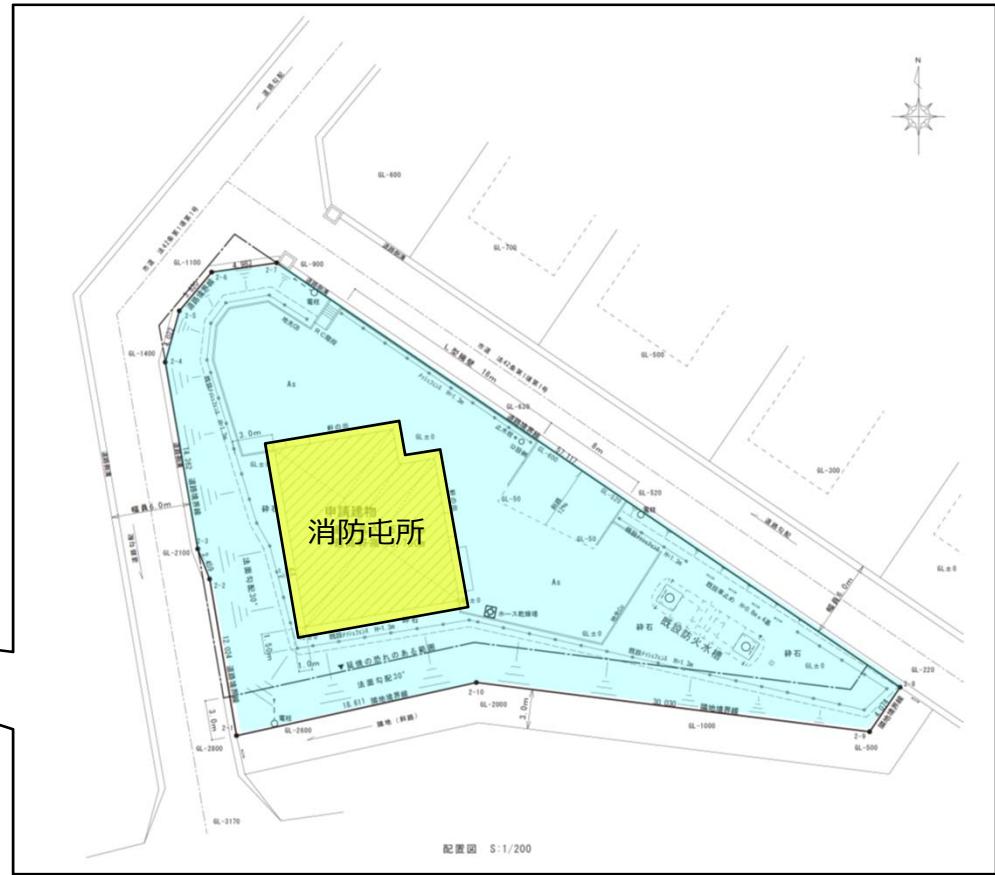
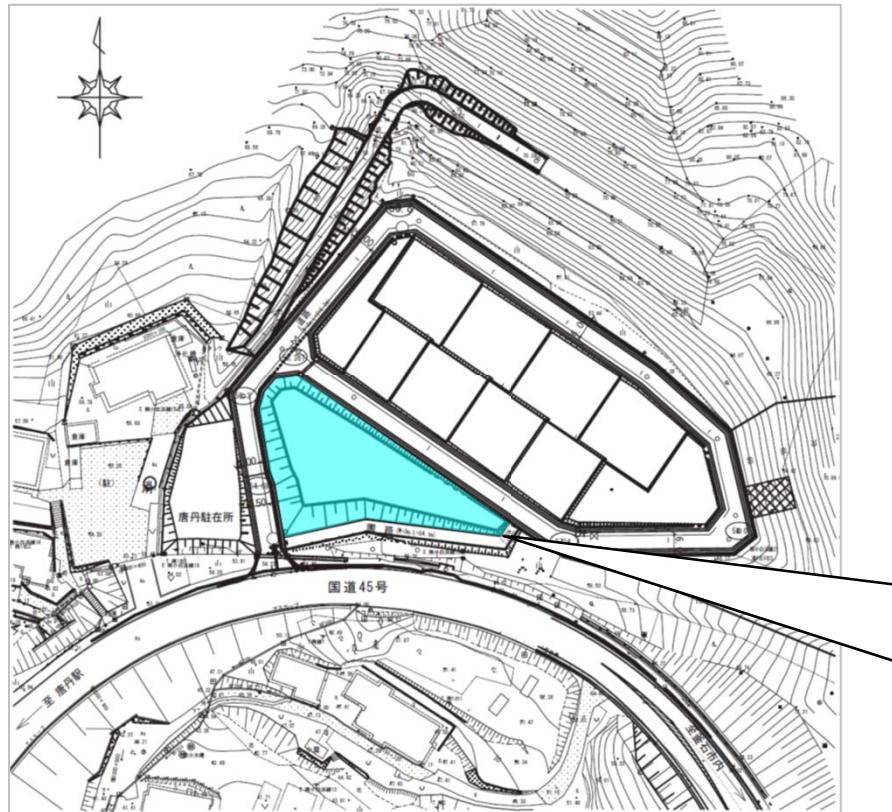
西団地



【整備内容】
ベンチ：3基

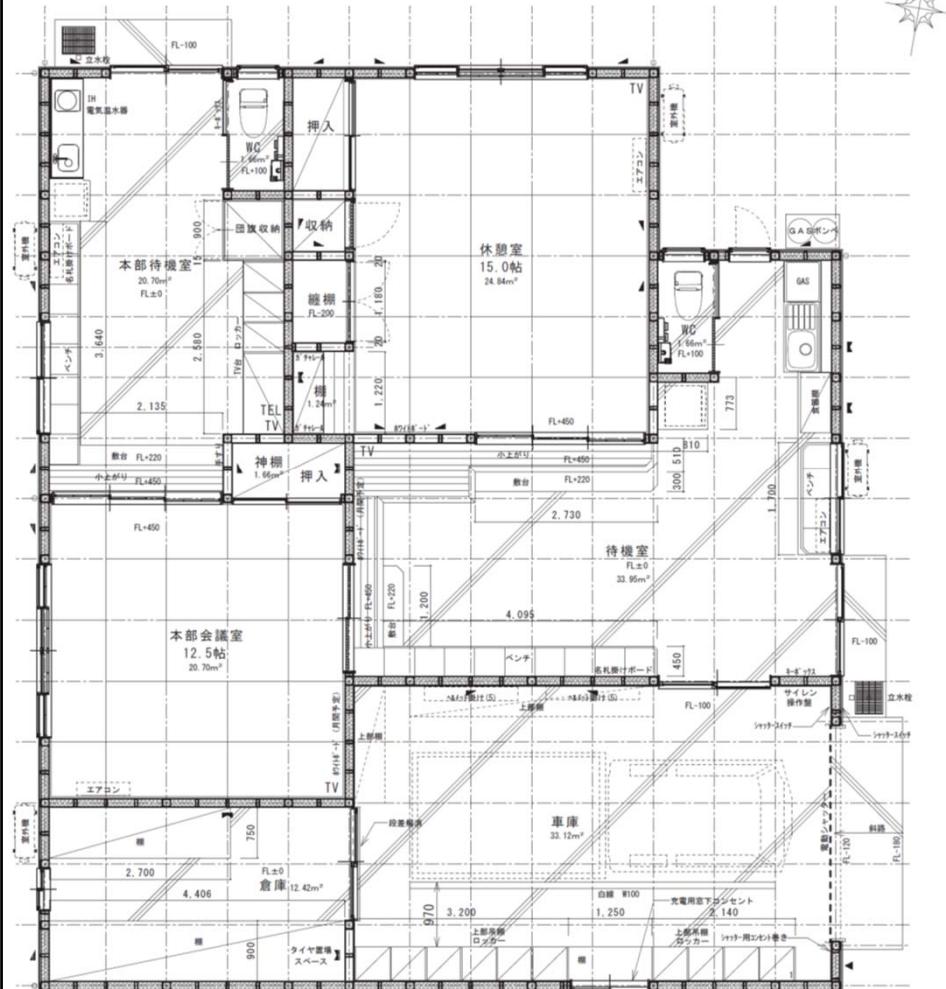
7. 消防屯所について

位置図



- 名称 : 釜石市消防団第8分団本部・第1部消防屯所
住所 : 唐丹町字小白浜427番25
構造 : 木造平屋建て、延床面積 約160m²
内訳 : 車庫、資機材倉庫、待機室、会議室、休憩室、トイレ

平面圖



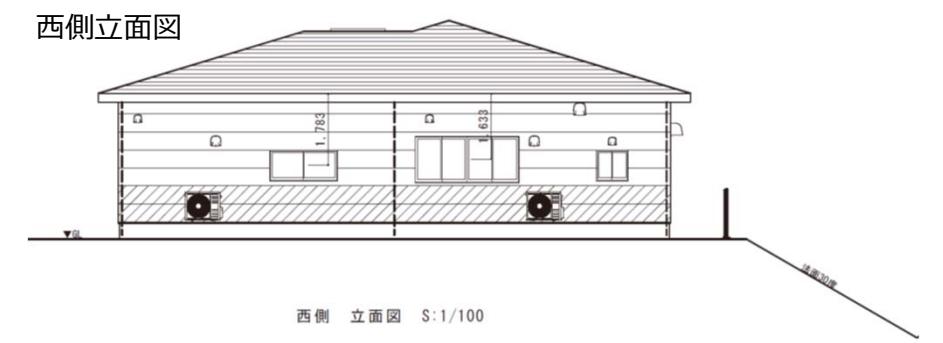
東側立面図



北側立面図



西側立面図



8. 今後の工事スケジュールについて

小白浜地区においては、以下の工事を実施していきます。

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度 令和元年度		令和2年度	
上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
		造成工事 H26.9～H28.7											
				唐丹20号線改良工事 H28.4～H31.2									
				集落排水 (H28.5供用開始) H27.8～R2.3									
				唐丹小学校・唐丹中学校建設工事 H27.4～H30.2									
				仮設グラウンド整備工事 H27.3～H29.3									
										グラウンド用地買収			
										周辺環境整備工事			
											公園環境整備工事		
											漁具置場整備		
											消防屯所整備		
				防潮堤整備工事 H28.11～R2.3									

※ 状況に応じて変更することがあります。

10月31日現在

現地写真【全景】



現地写真【小白浜東】



現地写真【小白浜西】



9. 住宅再建に係る補助制度等について

釜石市住宅再建宅地対策補助金について

市の復興事業により整備した事業区域内の宅地の安全性の向上のため、被災者が自宅敷地の安全対策工事を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付いたします。

ただし、宅地の所有者から補助対象工事の施工について承諾が得られた者とします。

○補助対象工事

- (1) 宅地の弱い地盤に対して行う地盤改良工事
- (2) 高低差1メートル以上の区間内における転落防止柵等の設置工事
- (3) 同一宅地内において高低差が0.5メートル以上ある箇所で、この高低差に対する擁壁及び階段を設置する工事

問合せ先

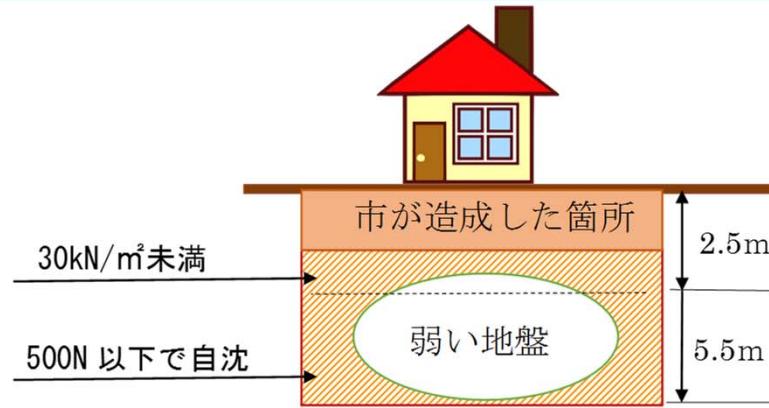
〒026-8686 釜石市只越町3-9-13 市役所第5庁舎2階

釜石市都市整備推進室

TEL 22-2111(内線468) 27-8437(直通)

参考図

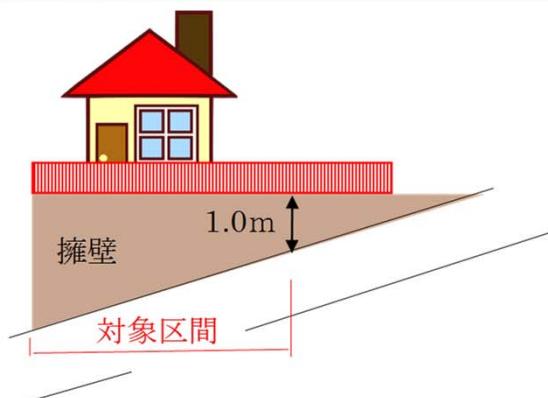
■地盤改良



■弱い地盤

- ・地盤支持力が宅地の仕上げ面から深さ 2.5m以内において $30kN/m^2$ 未満、2.5mから 5.5m 以内において荷重が 500N 以下で自沈する層がある場合の地盤改良工事
- ・補助対象工事の合計額の 1/2 とし、50 万円を限度

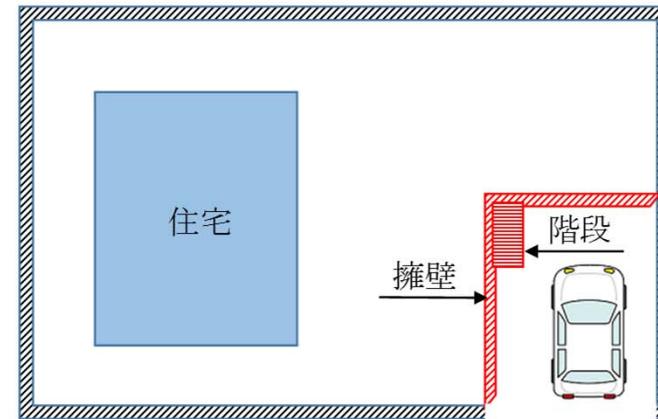
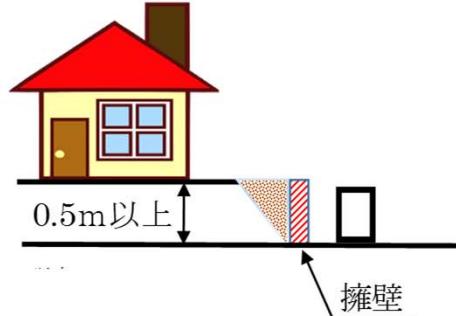
■転落防止柵等



■転落防止柵等

- ・高低差 1m以上の区間内における転落防止柵等の設置工事
- ・補助対象工事の合計額又は設置延長 1 mにつき 10,000 円として積算した金額のいずれか低い金額

■擁壁及び階段



■擁壁及び階段

- 同一宅地内において高低差が0.5m以上ある箇所の擁壁及び階段設置工事
- 補助対象工事の合計額又は市が定める基準のいずれか低い金額

市が定める基準

高 低 差	擁 壁	階 段
0.5m以上 1.0m未満	1m当たり 9万円	1箇所当たり 8万円
1.0m以上 2.0m未満	1m当たり 13万円	1箇所当たり 10万円
2.0m以上	1m当たり 18万円	1箇所当たり 12万円

復興事業造成宅地 貸付料の減免期間について

被災者が造成団地を借り受ける場合、契約日から30年間、貸付料が以下のとおり減免されます。

期 間	貸付料（年額）
契約日から10年間	固定資産税相当額（課税標準額の1.5%）
11年目以降30年目まで	適正な時価の3% + 固定資産税相当額
31年目以降 ※減免なし	適正な時価の5% + 固定資産税相当額

※10年経過後の減免措置は、内容を見直す可能性があります。

再建のために土地や建物を取得する場合は、不動産取得税、登録免許税及び固定資産税などの住宅再建に係る税の震災特例措置があります。詳細については、お問い合わせください。

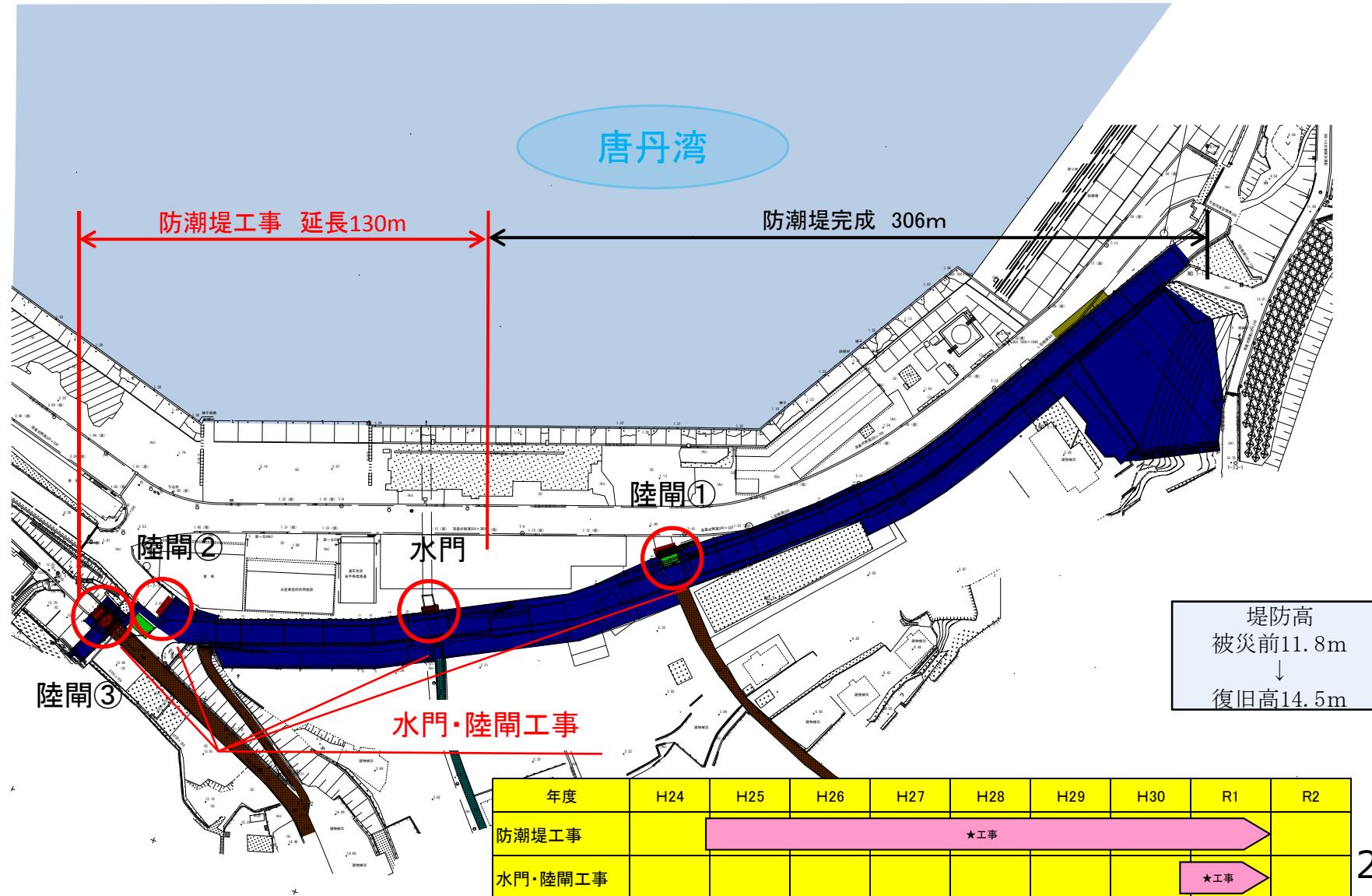
問合せ先：市都市整備推進室 漁業集落復興係 TEL27-8437

10. 防潮堤について

小白浜漁港海岸災害復旧工事

防潮堤工事概要

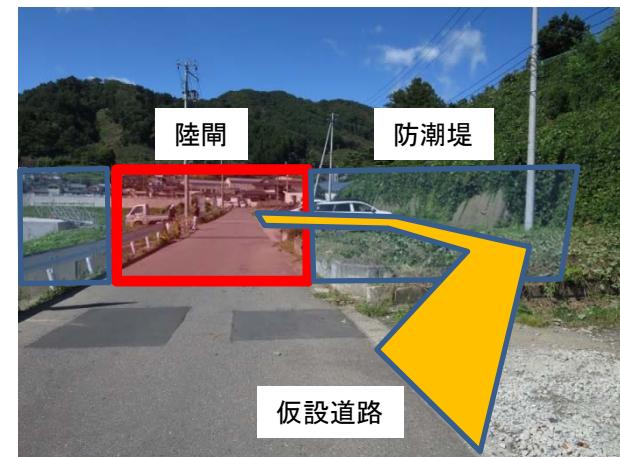
復旧延長 436m、水門1基、陸閘3基、遠隔操作施設1式



陸閘の工事に伴う一般車両通行について



陸閘③



陸閘①

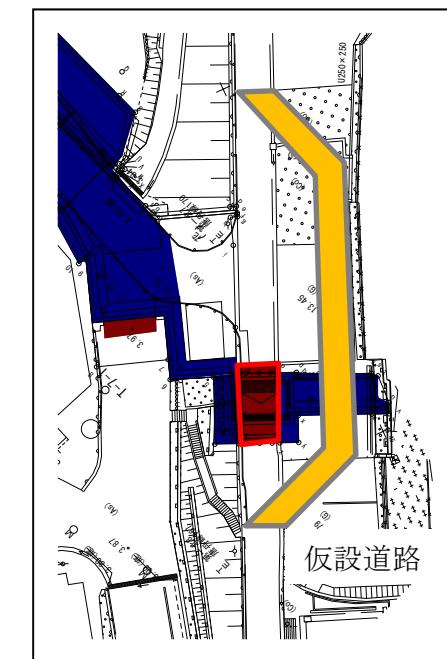


陸閘②



陸閘工事中は通行できなくなります。

陸閘工事中は通行できなくなります。



工事中は脇に仮設道路を設け、
車両の通行ができるようにします。 25

11. 意見交換
